

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

平成 26 年 6 月 30 日

兵庫県知事 殿

提出者
住 所
兵庫県高砂市高砂町宮前町1番8号

氏 名 (法人にあつては名称及び代表者の氏名)
株式会社 カネカ 高砂工業所
常務執行役員 川勝 厚志
高砂工業所長
電話番号
079-445-2313

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社 カネカ 高砂工業所
事業場の所在地	兵庫県高砂市高砂町宮前町1番8号
計画期間	平成25年4月1日～平成30年3月31日まで

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	化学工業 等
② 事業の規模	別紙参照
③ 従業員数	別紙参照
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙参照

(日本工業規格 A列4番)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙のとおり

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度(平成 25 年度)実績】	
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり
	排出量	t
	(これまでに実施した取組)	
別紙のとおり		
②計画	【目 標】	
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり
	排出量	t
	(今後実施する予定の取組)	
別紙のとおり		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
	別紙のとおり
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
別紙のとおり	

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度(平成 25 年度)実績】	
	産業廃棄物の種類	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	別紙のとおり t
	(これまでに実施した取組)	
別紙のとおり		
②計画	【目 標】	
	産業廃棄物の種類	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	別紙のとおり t
	(今後実施する予定の取組)	
別紙のとおり		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度(平成 25 年度)実績】	
	産業廃棄物の種類	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	別紙のとおり t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t t
(これまでに実施した取組)		
別紙のとおり		
②計画	【目 標】	
	産業廃棄物の種類	
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	別紙のとおり t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t t
(今後実施する予定の取組)		
別紙のとおり		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項		
①現状	【前年度(平成 25 年度)実績】	
	産業廃棄物の種類	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	別紙のとおり t
	(これまでに実施した取組)	
		別紙のとおり
②計画	【目 標】	
	産業廃棄物の種類	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	別紙のとおり t t
	(今後実施する予定の取組)	
		別紙のとおり
産業廃棄物の処理の委託に関する事項		
①現状	【前年度(平成 25 年度)実績】	
	産業廃棄物の種類	
	全処理委託量	t t
	優良認定処理業者への処理委託量	t t
	再生利用業者への処理委託量	別紙のとおり t
	認定熱回収業者への処理委託量	t t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t t
(これまでに実施した取組)		
		別紙のとおり

②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	
	全処理委託量	t t
	優良認定処理業者への処理委託量	t t
	再生利用業者への処理委託量	別紙のとおり t
	認定熱回収業者への処理委託量	t t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t t
	(今後実施する予定の取組)	
別紙のとおり		
※事務処理欄		

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別紙：平成25年度処理・処分実績

単位：トン

産業廃棄物 種類	分類 番号	H25年度 計画量	①産業廃 棄物 発 生量	②自 己直 接再 生利 用量	③自 己直 接埋 立処 分又 は	④自己 中間 処 理量	⑤熱回 収を行っ た量	⑥自己 中間 処 理残さ 量	⑦自己中 間処理に より減量 した量	⑧自己 中間処 理 後再 生利用 量	⑨自己中 間処理後 自己埋立 処分 又は 海洋投入 量	⑩直接 及び自 己中間 処理後 の委託 処分量	⑪優良 認定処 理事業 者への 処理委 託量	⑫再生 利用業 者への 処理委 託量	⑬熱回 収認定 業者へ の処理 委託量	⑭熱回収認 定業者以外 の熱回収を 行う業者へ の処理委託 量
無機性汚泥	021	72,000	88,165	0	0	86,283	0	2,519	83,764	0	0	4,401	2,369	4,401	0	0
有機性汚泥	022	340,000	354,060	0	0	352,365	211,414	10,116	342,249	1,428	0	11,820	83	11,820	73	0
一般廃油	031	1,600	2,226	0	0	857	857	0	857	0	0	1,369	816	1,369	762	0
廃酸	040	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
廃プラスチック	061	500	661	0	0	330	0	26	304	26	0	331	331	331	225	0
燃え殻	010	1,300	1,560	0	0	0	0	0	0	0	0	1,560	338	1,560	0	0
ばいじん	180	17,000	17,815	0	0	0	0	0	0	0	0	17,815	4,340	17,815	0	0
ガラスくず	130	18	15	0	0	0	0	0	0	0	0	15	11	15	0	0
建設廃材	150	1,400	427	0	0	0	0	0	0	0	0	427	0	427	0	0

別紙：平成26年度処理・処分計画

単位：トン

	分類 番号	H25年度 発生量	①産業 廃棄物 発生量	②自己 直接再 生利用 量	③自 己直 接埋 立処 分又 は	④自己中 間 処 理 量	⑤熱回収 を行った 量	⑥自己 中間 処理残 さ量	⑦自己 中間処 理により 減量した 量	⑧自己中 間処理 後再生利 用量	⑨自己 中間処 理後 自 己埋立 処分 又 は海洋	⑩直接 及び自 己中間 処理後 の委託 処分量	⑪優良 認定処 理事業 者への 処理委 託量	⑫再生利 用業者へ の処理委 託量	⑬熱 回収認 定業者 への処 理	⑭熱回収 認定業 者以外 の熱回 收を行 う業者 への処 理委 託量
無機性汚泥	021	88,165	87,500	0	0	85,600	0	2,500	83,100	0	0	4,400	2,400	4,400	0	0
有機性汚泥	022	354,060	353,500	0	0	351,800	211,080	10,100	341,700	1,400	0	11,800	90	11,800	70	0
一般廃油	031	2,226	2,200	0	0	800	800	0	800	0	0	1,400	800	1,400	700	0
廃酸	040	0	10	0	0	0	0	0	0	0	0	10	0	10	0	0
廃プラスチック	061	661	600	0	0	300	0	0	276	24	0	300	300	300	200	0
燃え殻	010	1,560	1,500	0	0	0	0	0	0	0	0	1,500	300	1,500	0	0
ばいじん	180	17,815	17,000	0	0	0	0	0	0	0	0	17,000	4,000	17,000	0	0
ガラスくず	130	15	15	0	0	0	0	0	0	0	0	15	11	15	0	0
建設廃材	150	427	2,000	0	0	0	0	0	0	0	0	2,000	0	2,000	0	0

1. 事業の規模と概要

- (1) 会社名 :株式会社 カネカ
- (2) 資本金 :331 億円
- (3) 従業員数:4296 人

2. 当該事業所において現に行っている事業の概要

- (1) 従業員数:1449 人
- (2) 製造品出荷額:1442 億円
- (3) 製造概要

高砂工業所では、苛性ソーダ等の化成品製造部門や合成樹脂製造部門、特殊樹脂製造部門、イースト・マーガリン等の食品製造部門、医薬品の中間体等の医薬品製造部門、アクリル系合成繊維製造部門の6つの主要製造部門と1ユーティリティー部門を有している。

- (4) 製造等フローシート:図-1、図-2を参照
- (5) 工場配置図:図-3を参照
- (6) 廃棄物処理フローシート:図-4を参照
- (7) 連絡先

担当者:株式会社 カネカ 高砂工業所
環境安全衛生グループ(技術担当):丸山裕之
電話番号:079-445-2516(ダイヤルイン)

3. 計画期間:平成25年4月1日～平成30年3月31日まで

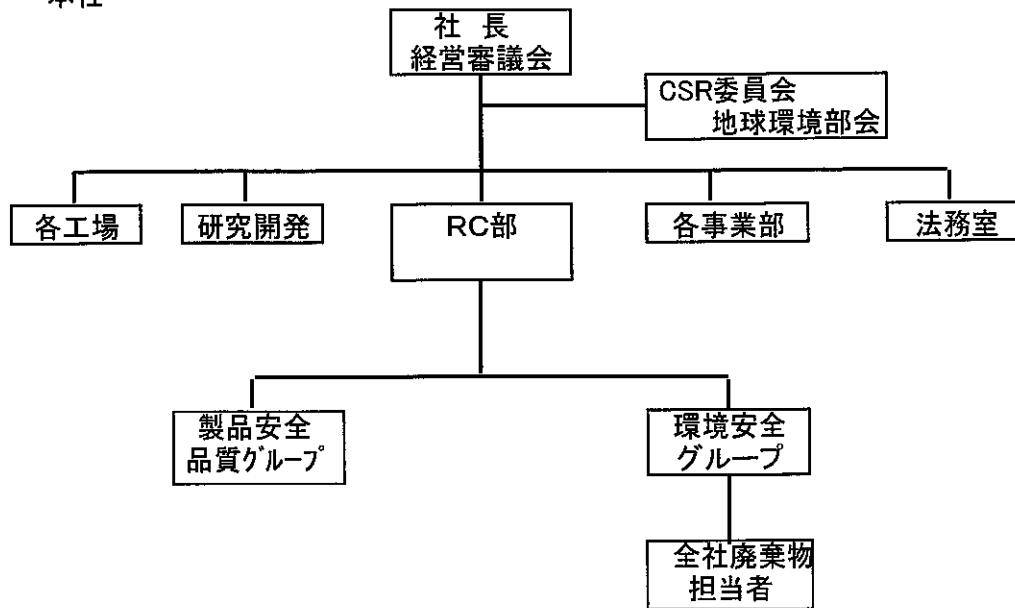
4. 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(1) 責任者及び管理組織図

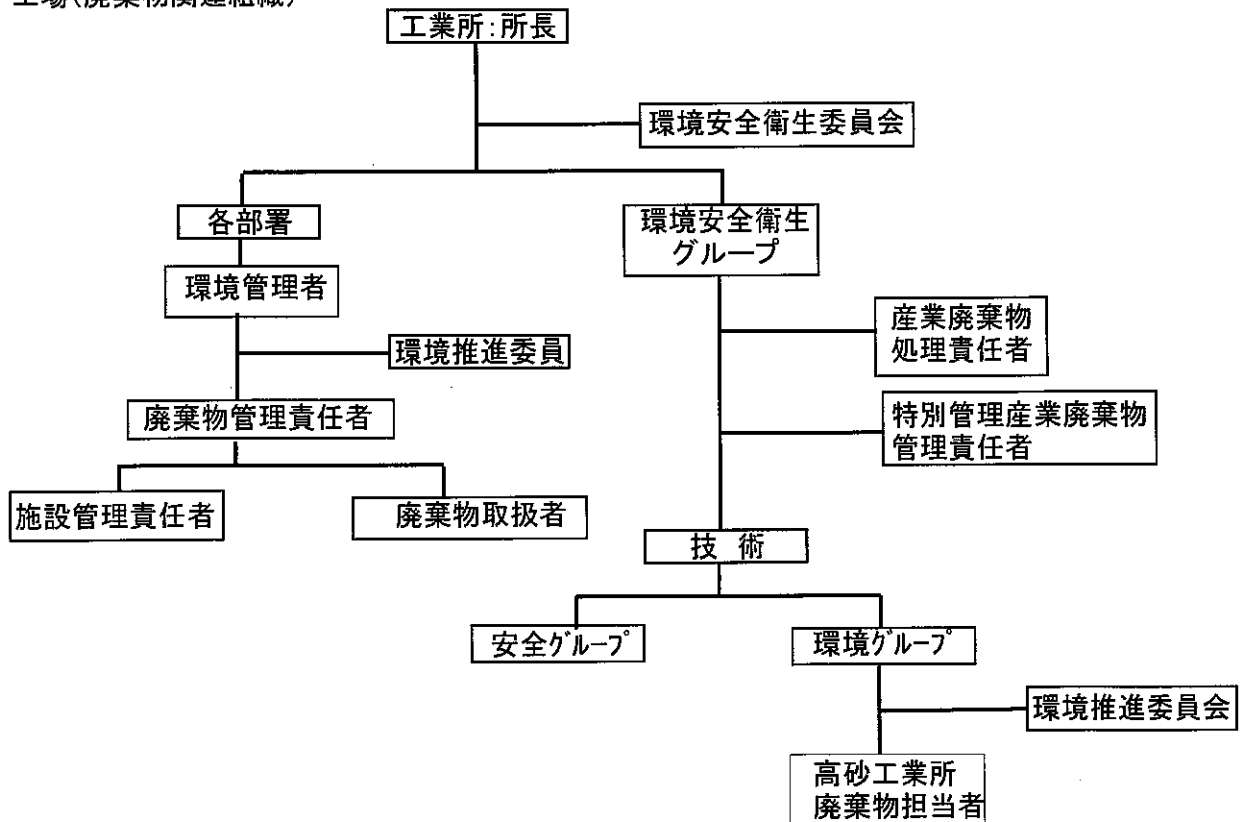
総括責任者	所属:高砂工業所 常務執行役員高砂工業所長:川勝 厚志
廃棄物管理	部署:環境安全衛生グループ 環境安全衛生グループリーダー:林 靖二 部署人員:16名 (技術担当:丸山 裕之)
環境安全衛生委員会	本委員会は、環境関係法(廃掃法、大防法、水濁法等)安全・衛生関係法(労安衛法、消防法等)並びに国際環境規格ISO-14001に基づき、工業所の環境・安全・衛生及び防災・保安に関する事項を審議し、環境・安全の保全並びに汚染の予防に努めることを目的とする。 委員長:工業所長 副委員長:環境安全衛生グループリーダー 委員:環境管理者、産業医、各法定管理者、労働組合、各部署長 事務局:環境安全衛生グループ
環境推進委員会	大気及び水質による環境への負荷低減並びに廃棄物の発生量の抑制、有効活用の促進、分別回収等の適正な処理、減量、減容化、リサイクル品の活用等々のための諸施策の策定とその水平展開をISO14001のシステムを活用し継続的に、環境への負荷低減を図ることを目的とする。 委員長:環境安全衛生グループリーダー 委員:各部署の環境推進委員 事務局:環境安全衛生グループ
環境管理責任者と環境管理者	環境管理責任者は工業所全体の環境マネジメントシステムが継続的に適切且つ有効に機能するように、また、環境管理者は、自部署について、同様の次ぎの業務を行う。 環境管理責任者:環境安全衛生グループリーダー 環境管理者:主として、製造部長、グループリーダー、センター長が該当。 (1)環境目的・目標及び計画の立案並びに自部署における決定と実行。 (2)環境マネジメントシステムの見直し (3)その他、環境マニュアルに準ずる業務
産業廃棄物処理責任者(法定)	工業所の廃棄物の処理等につき総合的責任とこれに伴う権限を有し、次ぎの業務を行う。 産業廃棄物処理責任者:環境安全衛生グループリーダー (1)廃棄物処理等の総合的な企画及びその推進 (2)廃棄物処理施設の設置等の計画及び維持管理の指導 (3)保管、収集運搬、処理・処分等についての指導 (4)廃棄物の発生量の抑制、有効活用の促進、分別回収等の適正な処理、減量、減容化、リサイクル品の活用等々のための指導又は助言。 (5)その他廃棄物の処理等について管理上、必要な業務。
特別管理産業廃棄物管理責任者(法定)	工業所の特別管理廃棄物の処理等につき総合的責任とこれに伴う権限を有し、産業廃棄物管理責任者と同様の業務を行う。
処理施設の技術管理者(法定)	処理施設の運転及び維持管理について次ぎの業務を行う (1)処理施設の運転及び維持管理に必要な作業標準の作成 (2)処理施設の点検、異常に対する措置に関する指導 (3)その他必要事項の測定、記録と処理施設の技術管理上必要な業務。
処分地の管理責任者及び技術管理者	自社処分地の管理責任者及び技術管理者は、定められた管理手順に従って、処分地の適切な管理を行う。 (1)処分物の種類及び量の記録と報告及び記録の保管。 (2)処分地の排水処理、粉塵の発生又は飛散等の監視。 (3)その他、規制基準遵守のために必要な措置。
廃棄物管理責任者	廃棄物管理責任者は、各課の職制上の長とし、当該課における廃棄物の処理の処理等について次ぎの業務を行う (1)廃棄物の処理等に関する法令並びに方針、手続き、標準等の周知徹底。 (2)廃棄物の発生量の減少並びに再生利用等について検討・立案。 (3)廃棄物の保管、収集運搬、処理及び処分等についての指導。 (4)廃棄物に関する必要事項の測定の指示及び確認。 (5)廃棄物に関する届出書、報告書等の原案の作成。 (6)その他、当該課の廃棄物の処理等について必要な業務。

(2) 廃棄物取扱い関連組織

本社



工場(廃棄物関連組織)



5. 廃棄物の処理に関する事項

(1) 基本的事項

工業所における産業廃棄物の適正な管理及び処理を行うため、関連する法令、その他の規制を遵守する。また、ISO-14001のシステムを活用することにより、廃棄物に関して下記の事項を実施する。

- ①地域住民の快適な生活環境を維持確保するため、行政の環境施策に協力する。
- ②環境負荷低減を継続的に実施するため、廃棄物の発生量の抑制、有効活用の促進、分別回収等を通じた適正な処理・減量・減容化、リサイクル品の活用等を図っていく。
- ③発生した産業廃棄物は、自らが処理することを原則とする。
- ④処理業者に委託する場合は、その処理が適正であるか確認し管理を行う。

(2) 廃棄物処理の現状

工業所で発生した産業廃棄物は自社処理を原則としているが、一部は外部で委託処理を行っている。

産業廃棄物の発生量は約43万トン/年で、これらは、中間処理(脱水、焼却)により、その約90%を減量化している。また、発生量の約90%が汚泥類で、その約60%が活性汚泥等の有機汚泥である。中間処理後(脱水、焼却)の量は約3万トン/年で路盤材、燃料、原料等に有効活用されている。

埋立処分している廃棄物は、0トン/年で、全量再生利用である。工業所では、従来より、この埋立場0に積極的に取り組んできており、今後もさらに継続していく。

(3) 目標の設定

発生量は中間処理前の量となっている。中間処理前濃度は、ほとんどが水分率99%と薄いため、発生量が多量となっている。この度、これらの濃度を見なおし、中間処理前量(発生量)を算出し直した。計画の策定に当たっては、良質原料使用比率の増加や含水率の向上や利用率の向上といった短期型から生産処方の改善とか利用先開発といった長期型検討見込みも含め5年後の計画を策定した。

(基本的な目標設定の考え方)

- ①技術的な改善検討を通じて製造条件を見直すことにより、廃棄物の発生量を削減する
- ②外部再生業者との検討を更に進め、再利用・有効活用を図る。

6. 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

<具体的取組み>

廃棄物の種類	発生量(t/年)		排出抑制 量(t/年)	具体的取組み
	実績	計画		
	H24年度	H29年度		
無機性汚泥	71,540	70,000	1,540	発生量抑制
有機性汚泥	341,705	340,000	1,705	発生量抑制
一般廃油	1,582	1,500	82	
廃酸	1	10	-9	
廃プラスチック	555	500	55	発生量抑制
燃え殻	1,312	1,200	112	良質石炭使用比率増
ばいじん	17,857	17,000	857	良質石炭使用比率増
ガラスくず	74	10	64	
建設廃材	0	1,400	-1,400	

7. 産業廃棄物の分別に関する事項

工程毎に発生した廃棄物は決められた場所に分けて保管し、決められた業者に運搬させる。

8. 産業廃棄物の再生利用に関する事項

<具体的取組み>

廃棄物の種類	再生利用量(t/年)		再生利用 量の増加 (t/年)	具体的取組み
	実績	計画		
	H24年度	H29年度		
無機性汚泥	5,821	5,900	79	セメント原料化
有機性汚泥	11,854	12,600	746	肥料化
一般廃油	1,582	1,500	-82	
廃酸	1	10	9	セメント燃料化
廃プラスチック	555	500	-55	
燃え殻	1,312	1,200	-112	
ばいじん	17,857	17,000	-857	
ガラスくず	74	10	-64	
建設廃材	0	1,400	1,400	

9. 産業廃棄物の中間処理(再生利用を除く)に関する事項

<具体的取組み>

廃棄物の種類	中間処理量による減量化(t/年)			具体的取組み
	実績 H24年度	計画 H29年度	減量分の 増加	
無機性汚泥	0	0	0	全て再生利用
有機性汚泥	0	0	0	全て再生利用
一般廃油	0	0	0	全て再生利用
廃酸	0	0	0	全て再生利用
廃プラスチック	0	0	0	全て再生利用
燃え殻	0	0	0	全て再生利用
ばいじん	0	0	0	全て再生利用
ガラスくず	0	0	0	全て再生利用
建設廃材	0	0	0	全て再生利用

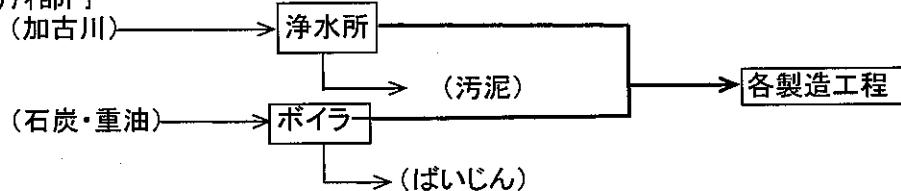
10. 産業廃棄物の最終処分に関する事項

<具体的取組み>

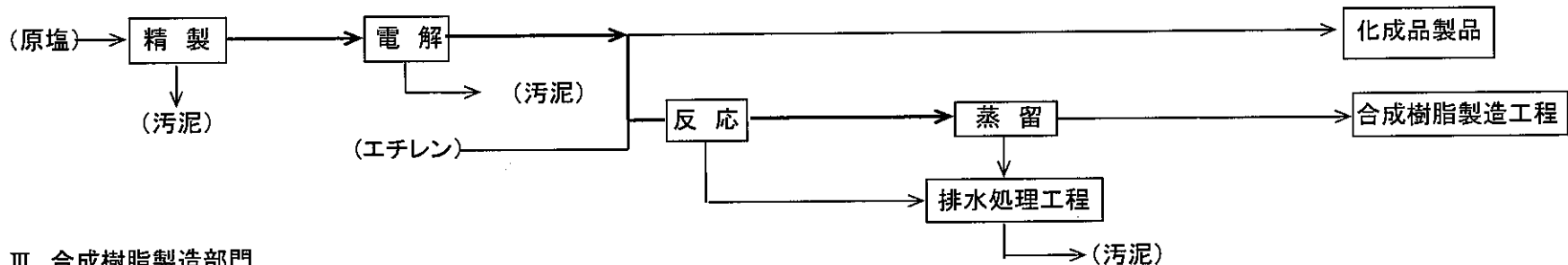
廃棄物の種類	最終処分量(t/年)			減少率 ③÷①× 100	具体的取組み
	①実績 H24年度	②計画 H29年度	③減少量		
無機性汚泥	0	0	0		セメント原料化
有機性汚泥	0	0	0		セメント利用と堆肥化
一般廃油	0	0	0		燃料化
廃酸	0	0	0		セメント燃料化
廃プラスチック	0	0	0		燃料化と燃え殻は、セメント原料化、路盤材
燃え殻	0	0	0		セメント原料化
ばいじん	0	0	0		セメント原料化
ガラスくず	0	0	0		路盤材再利用
建設廃材	0	0	0		路盤材再利用

図-1: 製造等フロシートNo.1

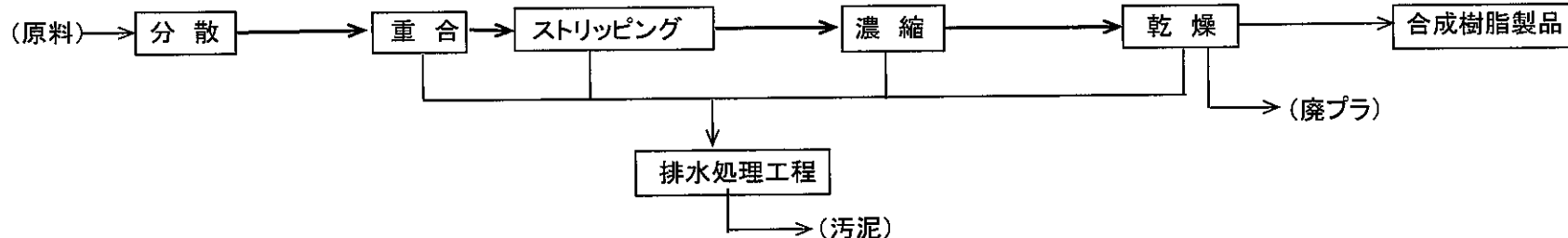
I. ユーティリティ部門



II. 化成品製造部門



III. 合成樹脂製造部門



IV. 食品製造部門

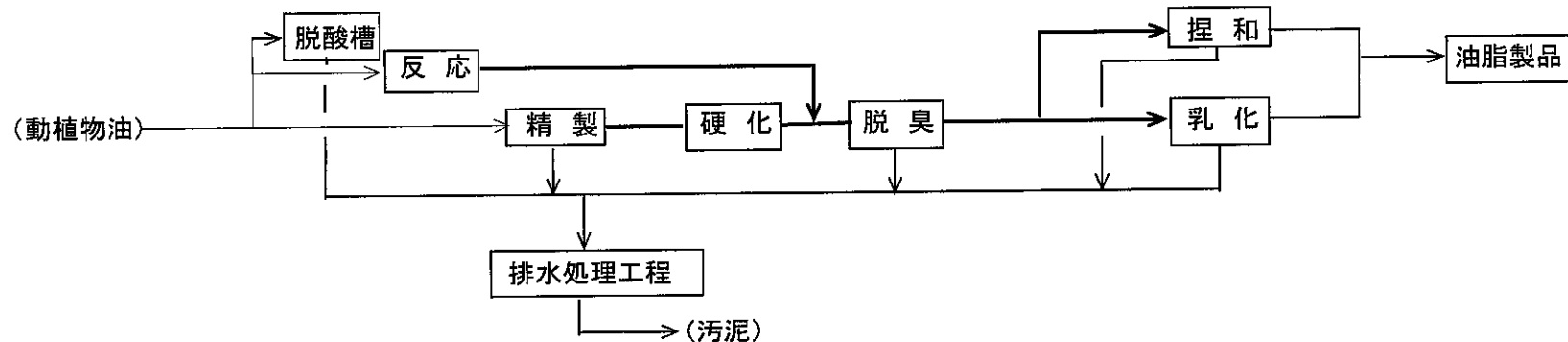
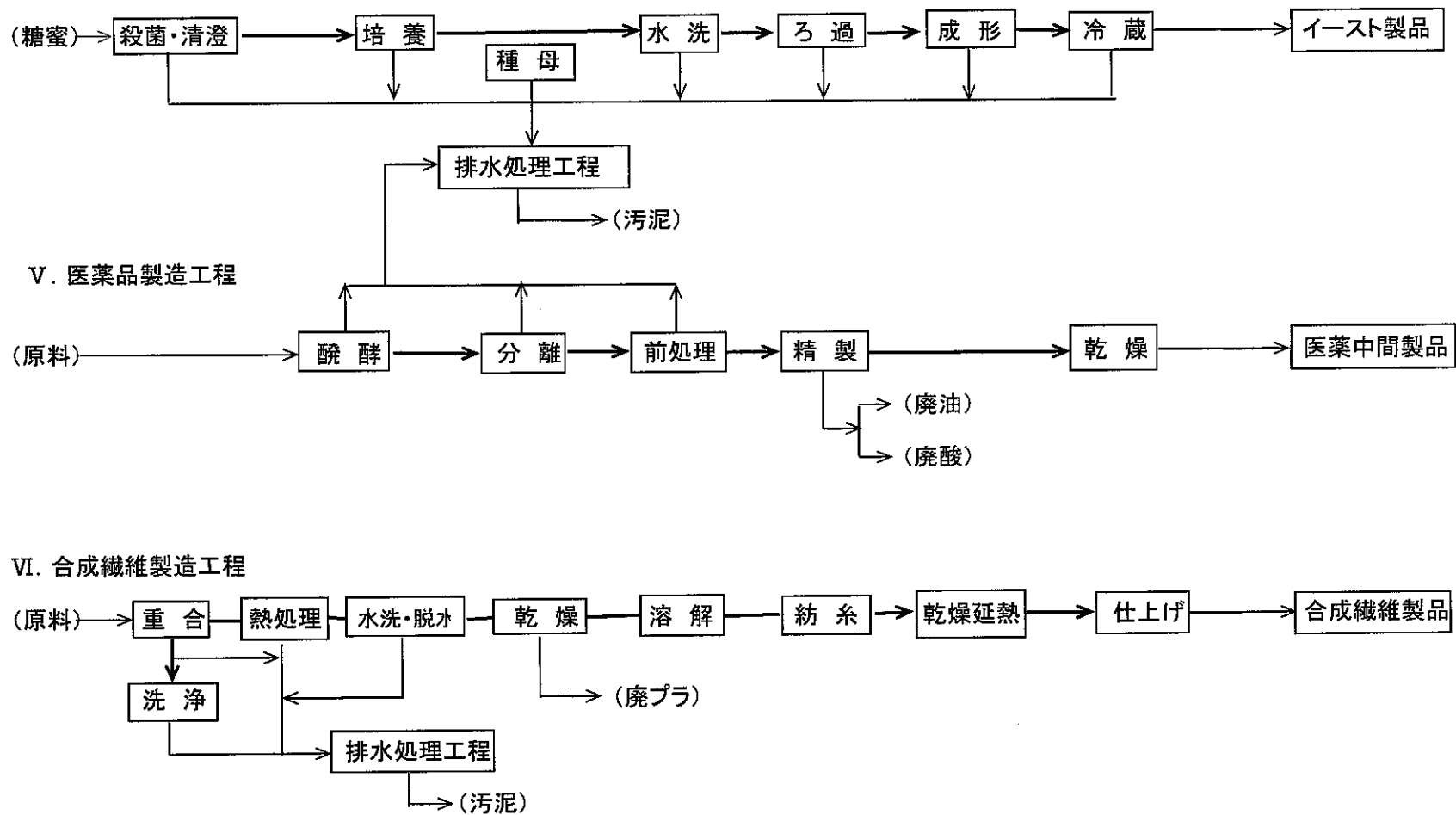


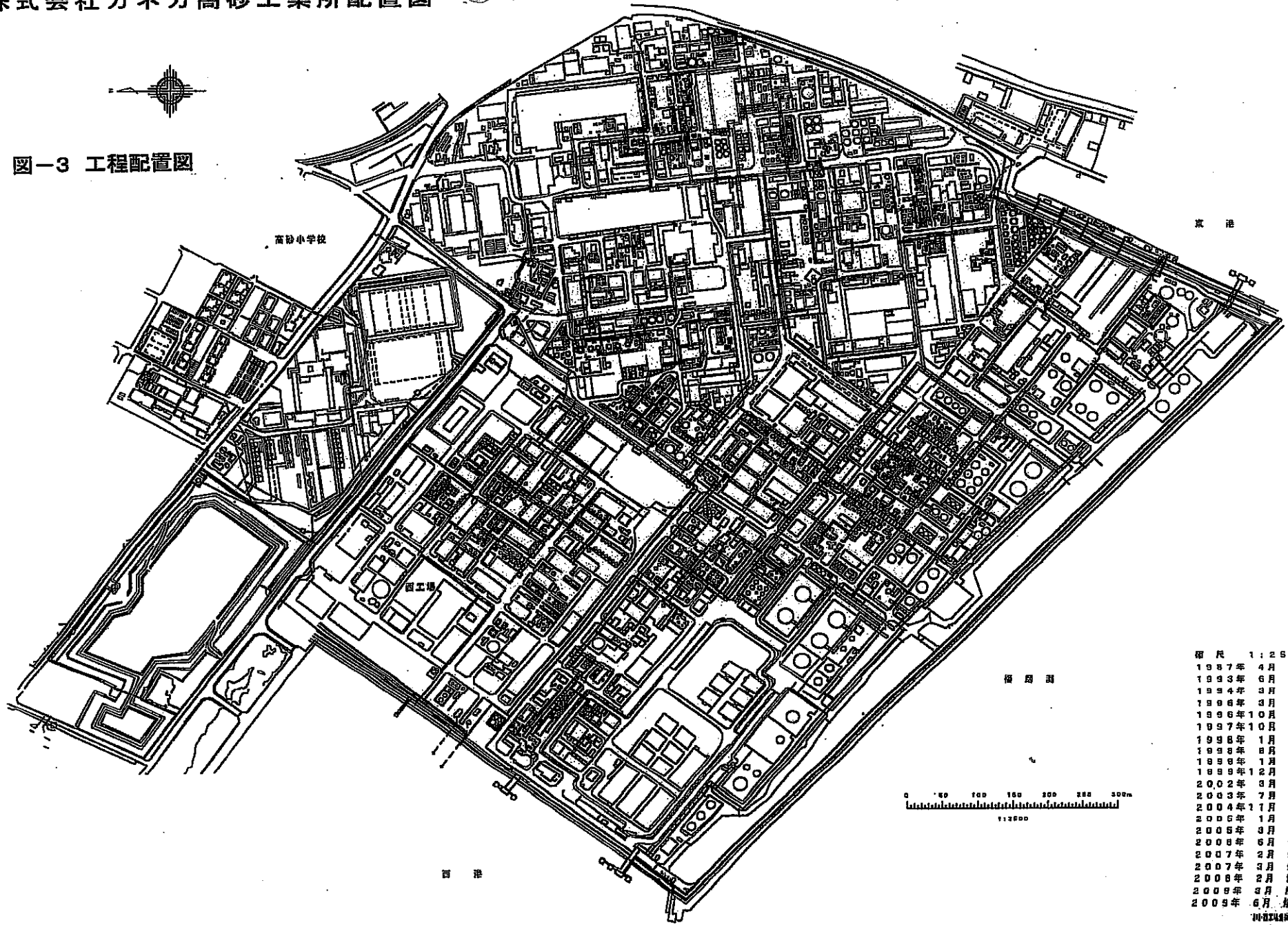
図-2: 製造等フロシートNo.2



株式会社力ネ力高砂工業所配置図



图-3 工程配置图



縮尺	1:2500
1987年	4月 作成
1993年	6月 修正
1994年	3月 修正
1996年	3月 修正
1996年	10月 修正
1997年	10月 修正
1998年	1月 修正
1998年	8月 修正
1999年	1月 修正
1999年	12月 修正
2002年	3月 修正
2003年	7月 修正
2004年	11月 修正
2006年	1月 修正
2006年	3月 修正
2008年	6月 修正
2007年	2月 修正
2007年	3月 修正
2008年	2月 修正
2008年	3月 修正
2009年	6月 修正

図-4: 廃棄物処理フローシート

